

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

## 区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	福島第一、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所において、非放射性液体廃棄物を処理する配管に放射性物質を含む配管が、ドレンファンネルを介して誤接続されている箇所が合計30箇所あり、保安規定でトリチウムの総量規制を行う改正を行った以降にも、トリチウムを含む液体廃棄物を、測定・管理せずに放出していた誤接続箇所が、合計18箇所あったことから、原子力安全・保安院より、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令及び各発電所原子炉施設保安規定に関する不適合」と判定され、原因究明及び再発防止対策並びに是正措置について報告	A s	2月2日公表済 2月23日の再審議にて「号機等」の変更 1号機→その他

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）排気配管の下部床面に水溜まり（約75cc）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
2	5号機	原子炉建屋内クレーン点検作業前の確認において、他号機の類似点検作業用の作業許可を当該点検作業の作業許可と勘違いし、作業許可発行前に点検作業に着手したため、対応検討	C	
3	5号機	主排気筒トリチウム回収装置（A）にサンプリング流量低下を示す警報が発生し、当該装置が自動停止したため、当該装置を点検・修理	D	
4	6号機	廃棄物収納済みドラム缶の運搬中、床面段差スロープに差し掛かった際、運搬用台車の車輪ストップのロック操作を失念し、補助員を呼びに行くため離れたところ、台車が動きだし、ドラム缶が転倒し一部損傷したため、対応検討	C	
5	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口ストレーナ逆洗用水配管の接続フランジ面より水のリーク（40秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）ドレン弁の開閉状態表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
7	集中環境施設	プロセス主建屋用無停電電源装置の点検において、電解コンデンサ（5個）の静電容量に管理値外れが認められたため、当該コンデンサを交換	D	
8	集中環境施設	プロセス主建屋用無停電電源装置の点検（インターロック試験）において、模擬信号を入力した際、インバータ入力回路の速断ヒューズが切れたため、対応検討	C	
9	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（B）への雑固体供給装置の定量分離ダンパに開動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで